

# 令和3年4月1日から 常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 中途採用比率の公表が義務化されます

常時雇用する労働者※<sup>1</sup>が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度について、各年度の正社員採用における中途採用※<sup>2</sup>比率」を公表することが必要となります。公表は各事業年度に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）

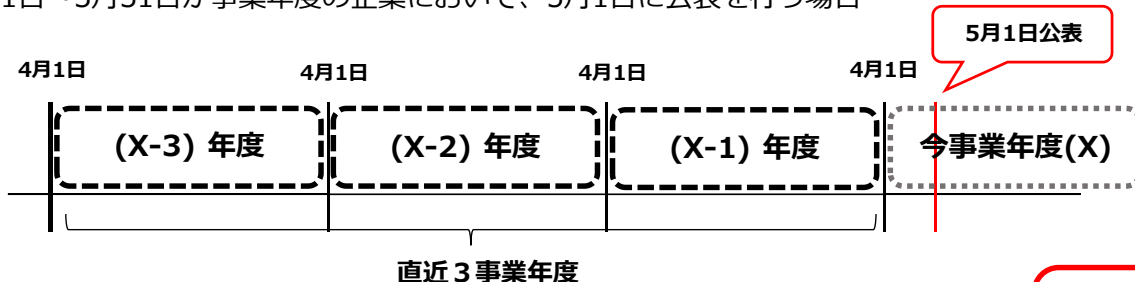
※1 常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれかを満たす労働者を指します。

※2 「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指します。

## 公表の方法・例

### 1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日が事業年度の企業において、5月1日に公表を行う場合



### 2. 中途採用比率の計算方法

	正社員採用数□(A)		公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)
		うち中途採用 (B)	
(X-1)年度	46人	16人	$16/46*100=34.78\cdots$ ≒ <b>35%</b>
(X-2)年度	32人	13人	$13/32*100=40.62\cdots$ ≒ <b>41%</b>
(X-3)年度	38人	9人	$7/38*100=18.42\cdots$ ≒ <b>18%</b>

### 3. 公表

#### 労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 (A社HP)

	(X-3)年度	(X-2)年度	(X-1)年度
中途採用比率	18%	41%	35%

公表日：X年5月1日

## 「中途採用比率の公表」に関するよくある質問

### Q1 中途採用比率の公表の趣旨・目的を教えてください。

中途採用比率の公表は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的としています。

### Q2 「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」とのことですが「新規学卒等採用者」の定義を教えてください。

「新規学卒等採用者」とは、新たに学校・専修学校を卒業した者、職業能力開発促進施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校）、職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（※）であることを条件とした求人により雇い入れられた者をいいます。

※「これに準ずる者」とは、既卒者であって、新規学卒者と同じ採用枠で採用した者等、新規学卒者と同等の処遇を行う者を指します。

### Q3 対象は「正規雇用労働者として採用した者」とのことですが、「正規雇用労働者」の定義を教えてください。

対象となる労働者は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条の「通常の労働者」です。

同法第2条の「通常の労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものですが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断されます。

### Q4 公表方法の「インターネットの利用その他の方法」の「その他の方法」を教えてください。

事業所への掲示や書類の備え付け等、求職者等が容易に閲覧できる方法で公表してください。

### Q5 公表の時期について、初回と2度目以降の時期を教えてください。

初回の公表については、法施行（令和3年4月1日）後の最初の事業年度内に、2度目以降は事業年度が終了してから1年以内に、可能な限り速やかに公表を行ってください。

本制度のより詳しいQ&A、その他中途採用や経験者採用に関する情報については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

厚生労働省: <https://www.mhlw.go.jp>  
ホーム>テーマ別に探す>雇用・労働>中途採用・経験者採用

